

富山市

自主防犯パトロールの対応について

(令和7年度 改定版)

地域の防犯活動にご協力いただきありがとうございます。

パトロールでは挨拶をお願いします。
知らない人にも声をかけてください。

「おはようございます」
「こんにちは」



神通 ゆい

風間 あおい

富山市防犯イメージキャラクター

危機管理課

目 次

	ページ
はじめに	1
1 不審者対応	1
(1) 不審者とは	1
(2) 不審車両とは	2
(3) 不審者対応	2
2 子どもの見守り	4
3 高齢者への声かけ	6
4 水路周辺での通行について	8
5 クマの姿や足跡・フンを見つけたら	10
6 施設・設備の毀損を見つけたら	11
(1) 街灯（道路照明・防犯灯）の不点灯や点滅	11
(2) 市道の陥没やはく離（舗装のはがれ）	11
(3) 車道や歩道に覆いかぶさる樹木・生垣	12
(4) 公園の遊具や樹木	12
(5) 道路で水が漏れているとき	13
(6) 道路標識や信号機、その他	13
7 小動物の死体を発見したら	14

はじめに

(1) 防犯パトロールとは

安全で安心なまちづくりの実現を目指して行われる、市民の皆さんによる防犯パトロールには、犯罪を未然に防止するためのパトロール活動、不審者等を発見した際の警察への通報、子どもの見守り、高齢者への声かけ、危険な場所の点検等があります。

皆さんの防犯パトロールにより、「地域住民自らが地域ぐるみで地域の安全を見守っている」ことが伝わり、犯罪者に対して大きな抑止力となります。

一方で**警察官が行うパトロールとは異なり、犯罪者や不審者を発見したときは直ちに警察に通報し、警察官が到着するまで距離を保って自身の安全を確保してください。**

(2) 事前準備

パトロールは複数人で行ってください。パトロール中に、危険な事態に巻き込まれる可能性がないとはいえません。有事の際の救護や警察への通報等に備え、携帯電話やメモ帳、懐中電灯、防犯ブザー等を準備して活動してください。

1 不審者対応

(1) 不審者とは

「その場所にいることが」おかしい、不思議である、不自然な人物。その場所に合わない、その時間にふさわしくない人物を指します。

例えば、

小学校の付近で、普通なら学校や会社に行っているはずの年代の人が、学校の方を見てずっと車の近くで立っている
こういった状況を目撃した場合、その人物は怪しいことになります。



なぜこの時間帯にこの年代の人がこの場所にいるのだろう
→いつもはいないのになぜ今日はいるのだろう→「不審者かもしれない」

上記のような考え方に至るには、地元に住む人が「普通の状態・状況」を把握しておかなければなりません。→つまり**「常態（平常の状態）」の把握が重要**になります。

自主防犯パトロール隊の方々は、地域の常態を知り、
「いつもと異なる状況」について敏感になることが大切です。

(2) 不審車両とは

- ① ナンバープレートのひらがなが「わ」もしくは「れ」の
レンタカー
 - ② ナンバープレートが県外ナンバープレートである
 - ③ 窓にスモークが貼られていたり、カーテンが引かれていたり、荷物がたくさん積まれているなど、車内が外部から見えづらい状況となっている
 - ④ 運転手の人相が分かりづらい
 - ⑤ 普段は車が停車していない場所に停車している、同じ場所を低速で周回している
- 上記の項目に複数該当している場合はいわゆる「不審車両」とみなされます。



不審車両を発見した場合、できれば車両ナンバー・車種・色を覚えておくと、110番通報の際に有力な情報提供となります。

(3) 不審者対応

①不審者を発見した場合

相手が何者かわからず危険ですので、声をかけたり捕まえようとしたりせず、落ち着いて「110番通報」をします。

可能な範囲で警察官が来るまで不審者の行動を監視し、不審者の服装や体格、車両ナンバー、逃走方向などをできるだけメモしてください。

子どもが追いかけているなど危害が及ぼうとしている場合は、子どもを安全な場所へ誘導し、110番通報をします。

②110番のかけ方

携帯電話や一般電話などから、「1・1・0」とダイヤルし、担当の警察官の指示に従って、目撃の日時・場所・状況などを伝えてください。

110番をするときの6つのポイント



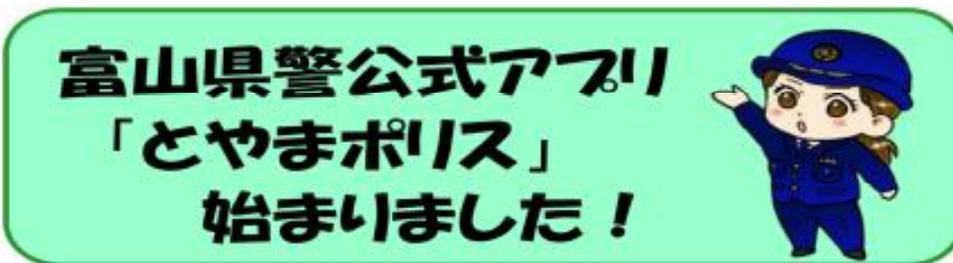
③富山県警察「安全情報ネット」について

インターネットで「富山県警察 安全情報ネット」と検索すると登録方法がわかります。登録すると、身近な地域安全情報（不審者情報など）が配信されます。

▼登録用二次元コードを読み取り、画面の指示に従って登録してください



④富山県警察「とやまポリス」について



県警察では、県民の皆さんが被害に遭わないためにアプリ「とやまポリス」で、**タイムリーな情報発信、犯罪発生マップの公開など**を行っています！

インストールはこちらから

- 主な機能
- ・ 発生マップ(犯罪、不審者、交通事故、山岳遭難等)
 - ・ お知らせ機能(プッシュ通知)
 - ・ 防犯ブザー機能
 - ・ 現在地送信機能
 - ・ パトロール支援機能 ほか



iOS用



Android用

2 子どもの見守り

(1) 子どもたちの通学路や遊び場

- ・集団で登下校する子どもたちに声をかけてください。
- ・通学路に見慣れない人や車はいないか、不審な人や車がないか確認してください。
- ・学校周辺や通学路、公園など、子どもが日常生活を送る場所に危険な場所がないか確認してください。
- ・公園や店先など、子どもたちの「たまり場」となっている場所がないか把握してください。



たまり場から非行が広がっていきます。

- (点検) ① 公園や空き地等、子どもたちが利用する場所や通学路に、周囲からの見通しを妨げる植栽、フェンスなど、死角となる場所がないか
- ② 街灯（道路照明、防犯灯）は点灯（設置）しているか

(2) 非行防止を目的とした青少年への声かけ

- ・青少年に対して、次のような行為を見かけたら、声をかけ注意してください。
- ・パトロールに当たっては、やさしさをもって「ひと声」をかけてください。
- ・青少年が犯罪に巻き込まれそうなときは、警察に通報してください。

- ① 夜間、公園・ゲームセンター・コンビニなどでたむろしているとき
- ② 飲酒・喫煙等の不良行為をしているとき
- ③ 危険な遊びをしているとき
- ④ 自転車等で「ながらスマホ」や二人乗りをしているとき
- ⑤ 道路でキックボードなどをしているとき

■ 青少年の定義（富山県青少年健全育成条例）

富山県青少年健全育成条例により、青少年は18歳未満の者とされています。制服を着ている場合は判断しやすいですが、私服の場合は判断が難しいので、さりげなく話しかけながら年齢確認をしてください。

■ 深夜の定義（富山県青少年健全育成条例）

深夜は23時～4時とされており、富山県青少年健全育成条例では「保護者は青少年を外出させないよう努めなければならない」とされています。

この時間帯の前後でも、青少年がたむろしている場合は声かけをしてください。

■ 危険な遊び

河川・用水・ため池など水難事故が発生するおそれのある場所は事前に確認し、周辺で遊んでいる子どもを見つけたら声かけをしてください。

■ 道路での球戯・ローラースケート等（道路交通法第76条第4項）

交通のひんばんな道路において、球戯、ローラースケート、またはこれらに類する行為をすることは禁止されています。

■ 自転車での「ながらスマホ」と新しい取締り制度（道路交通法改正）

令和6年11月1日施行の改正により、自転車での「ながらスマホ」が禁止されました。（従来は自動車・原動機付自転車のみが対象）

【罰則】6月以下の懲役または10万円以下の罰金

令和8年4月1日施行の改正により、自転車の交通違反に対し交通反則通告制度（「青切符」）による取締りが適用されます。

【取締り対象年齢】16歳以上 【対象違反】113種類（信号無視、一時不停止、ながらスマホなど）

【参考】ふるさとみまもり隊員の対応事例

- 事例1** 午前9時35分頃駅待合室でスマホゲームに夢中になっている男子高校生
「学校に行かなくてもいいのか？ どうしたのか？」と尋ねると「学校に行くのが嫌になってさぼった」とのことで、学校に行くか帰宅するよう声をかけた。
- 事例2** 駅の公衆トイレで喫煙している高校生2名
注意を促すと、反省しながら自主的に煙草を廃棄した。
- 事例3** スマホを操作しながら自転車を運転している高校生
車や歩行者の通行が多く危険なことから、呼び止め中止させた。
- 事例4** 遊泳禁止エリアの防波堤突起で危険な飛び込みをする中学生6名
注意指導の声かけをし、危険な飛び込みや遊泳行為を中止させた。
- 事例5** スケートボードに乗って公道で遊んでいる小学生
注意を促し、遊びを中止させた。※人や車が行き交う道路での使用は違法
- 事例6** 自転車に二人乗りしている高校生
呼び止め、2人乗りを中止させた。

「ふるさとみまもり隊員」とは・・・

市内防犯協会に所属する計5名の隊員が、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、市内全域のパトロールを実施しています。

3 高齢者への声かけ

高齢者の交通事故や水難事故などを防ぐために**声かけ**をお願いします。

(1) 認知症があり道に迷う

認知症になると・・・
自分のいる場所がわからなくなることもあります

外出の目的を忘れる



道に迷ってしまう



しかし、自分で助けを求めることが難しい



(2) 道に迷っているかどうか

①服装 季節や状況に合わない格好で歩いているケース

- ・真冬なのに防寒着を着ていない
- ・スリッパや裸足で歩いている
- ・雨なのに傘をさしていない など

②時間帯 早朝や朝、次に午後・夕方、夜・深夜の順に多い傾向がある

日中や夕方は散歩と見分けがつかないため、服装や行動・会話などで総合的に見て判断します。

③その他 道に迷っている可能性が高いケース

- ・長時間座り込んでいたり、同じところを往復したりしている
- ・赤信号の横断など、交通ルールが分からなくなっている
- ・声をかけても、ちぐはぐな返事や無視をして歩いている
- ・その他、「何か違う」と違和感を覚える場合

(3) 出会ったときの対応について

- ① まずは見守る
- ② ゆっくり近づいて余裕を持って対応
- ③ 声をかけるときは1人で
- ④ 後ろから声をかけない
- ⑤ 相手に視線を合わせて優しい口調で
- ⑥ 穏やかにハッキリした話し方で
- ⑦ 相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応

対応心得 3つのない

- 1 驚かせない
- 2 急がせない
- 3 自尊心を傷つけない

+1 周りにつなぐ

ステップ1 まずは驚かせない

ステップ2 ちょっと気になったら声をかけてみる

ステップ3 迷っている人だったら・・・どうするかを考える

まず周りの安全を確認し、そっと近づいて視野に入ってから優しく声をかけてください。

- ① 天気や気温、景色はもちろん「何かお探し物ですか？」など尋ねてみる。
- ② 「今日はどうされたんですか？」「お散歩中ですか？」と話を発展させる。
- ③ 可能性がある場合は杖や靴、洋服など持ち物、身につけているものを確認してみる。
- ④ 「住所・電話番号・氏名」など本人情報が書かれていれば、それを元にご家族に連絡する。

(4) 富山県警察「安全情報ネット」・「とやまポリス」の登録 (P3参照)

身近な地域安全情報（高齢者の行方不明情報など）が配信されます。

参考事例 40代女性が、ふらつきながら自転車に乗る高齢男性を発見。富山県警察の「安全情報ネット」を確認したところ、行方不明者となっている高齢者と特徴が似ていることから警察署に通報し、高齢男性は無事保護された。

(5) 「富山市認知症高齢者見守りシール事業」の概要

令和6年10月1日から認知症高齢者見守りシール事業の運用が始まりました。

利用の流れ：認知症などで行方不明になる恐れがある高齢者（本人）の洋服や杖などに、あらかじめ見守りシールを貼っておきます。本人が行方不明になった際、発見者が見守りシールの二次元コードを読み取ると、本人の家族などにメールで通知が届き、当事者のみ閲覧可能な「どこシル伝言板」を通して保護までのやり取りができます。

↓富山市の見守りシール



どこシル伝言板が
よくわかる紹介ムービー



発見者が二次元コードを
読み取った後の流れ

【参考】ふるさとみまもり隊員の対応事例

- 事例1** 駅駐車場付近を不安そうな表情で歩き回っている女性高齢者 70代
興味本位で新駅で下車したが、周辺を回っているうちにどこへ行けばよいのかわからず困っていたとのことで、自宅まで送り届けた。
- 事例2** 猛暑の炎天下の中、道路に座り込む高齢者 82歳
老人保養施設の帰り、余りの暑さのため道路に座り込んだとのこと。
近くの公園の木陰に誘導し、お茶を渡すなどの介抱を行い回復された。

4 水路周辺での通行について

身近な水路で事故が起きています。水路沿いを通行する方に、今一度安全確認を呼びかけてください。事故は高齢者が大半ですが、子どもの事故も起きています。

水路から離れて通行するよう注意する



通りなれた道でも、昼夜で状況が変化する



日 中

夜 間

次のような水路が危険なので注意して通行してください。

長距離にわたり水路と道路が隣接



カーブの外側に水路



交差点の隅切り部の水路



水路橋梁やクランク



一人で歩いている高齢者がいたら、「水路に気を付けて」の声かけをしてください。水路で水遊びをする子どもがいたら、直ちに注意して水路から上がらせてください。

【参考】ふるさとみまもり隊員の対応事例

事例 流れの早い農業用水で水遊びをしている児童 4 名

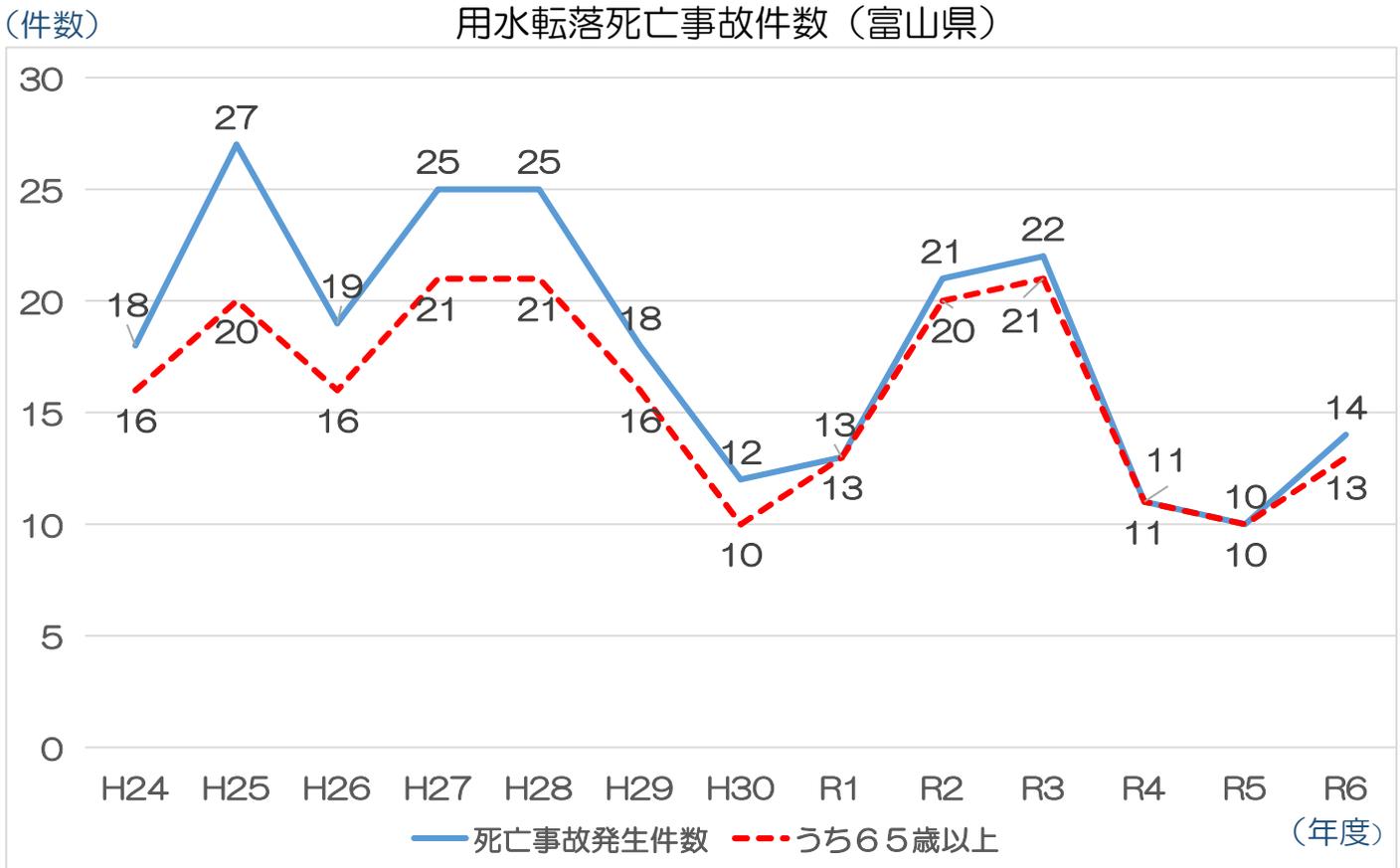
水遊びの危険性を伝え、水遊びを中止させ帰宅を促した。

【参考】富山県内の水路・農業用水路への転落事故

平成24～令和6年度までの過去13年間に発生した農業用水路における転落死亡事故は235件で、その内65歳以上の高齢者は208件で9割近くを占めています。

死因は7割以上が水死で、その他は頸椎骨折や窒息死等によるものです。

この理由として、県内の用水路は網目状に張り巡らされており、多くは幅60cm前後、水深は10cm前後で、水深がないわりに流れが速く、家屋と用水路の距離が大変近いことなどがあります。



令和6年度の富山県内の転落死亡事故発生件数（確定値）は14件で、うち13件が65歳以上の高齢者です。

5 クマの姿や足跡・フンを見つけたら

学校や通学路周辺では、至急ご連絡をお願いします。

- ・目撃情報はできるだけ正確に伝えてください。
(時間、場所、個体の大きさ、頭数、逃げていった方向など)

注意事項

- ・身の回りの安全を確保してください。
- ・クマのフンやカキの木への爪痕などの痕跡を発見した場合、近くにクマが潜んでいる可能性があるため注意してください。

連絡先

(富山地域)

森林政策課 ☎443-2019 夜間・休日 ☎431-6111

(大沢野・大山・八尾・婦中・山田・細入地域)

農林事務所農地林務課 ☎468-2171

(警 察)

富山中央警察署 ☎444-0110

富山南警察署 ☎420-0110

富山西警察署 ☎466-0110

クマの出没情報の確認には、市ホームページや県ホームページ(出没情報地図「クマっぴ」)をご活用ください。

森林政策課からのお願い

クマ出没情報通知サービス(LINE)に登録をお願いします。

登録した地区のクマ情報を受け取れます。

自宅・職場や子どもの学校区など、複数の地区に登録することができます。



LINE の登録方法

春は、クマは冬眠から覚め活動を開始します。

夏は、梅雨時期が過ぎ食べ物の乏しい時期なので、ウドや蜂の巣を求め広い範囲で行動します。

秋は、冬眠を目前にしたクマが、食べ物を求めて一年の中で最も活発に行動します。餌となるドングリ類のほかに、カキやクリなどを求めて人里に出没する可能性もあります。



ツキノワグマの足跡
(前足と後ろ足)

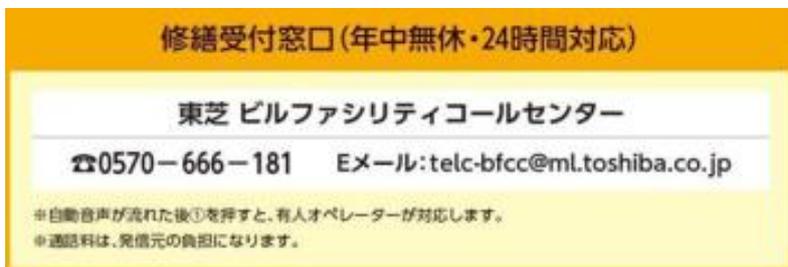


ツキノワグマの糞
(食べ物や体調によって形や色が変わります。)

6 施設・設備の毀損を見つけたら

(1) 街灯（道路照明・防犯灯）の不点灯や点滅

街灯の修繕(不点灯、点滅、昼点灯など)につきましては、下記へ連絡してください。



1. 氏名
 2. 連絡先
 3. 市管理プレート番号(富山市+数字5桁)
 4. 内容(不具合の状況など)
 5. 北陸電力の電柱番号(数字4桁・カタカナ1文字・数字4桁)
 6. 電柱設置場所の住所(例: 富山市〇〇町1丁目2番3号の〇〇宅前など)
- ※1~4は必須項目です。

LED防犯灯管理プレート



LED道路灯管理プレート



電柱番号



(2) 市道の陥没やはく離(舗装のはがれ)



陥没の様子



はく離の様子



カーブミラーの支柱の傾き



カーブミラー(照明)柱の腐食



警戒標識の塗装の剥がれ



警戒標識の支柱の腐食

このような状態の箇所を発見したら、下記へご連絡ください。

道路河川管理課(富山地域)

☎443-2093

土木事務所建設課(大沢野・大山・八尾・婦中・山田・細入地域)

☎468-1329

<連絡される方へのお願い>

場所が特定できる情報をお伝えください。

例1) 富山市〇〇町1-2-3の〇〇宅前付近 など具体的な住所情報

例2) 富山市〇〇町123付近の〇〇という店(会社)から市街地方向へ50m程行ったところなど
具体的な住所は分からないが、おおよその住所と付近の店情報などを合わせた情報

富山市公式 LINE を使った連絡もできます。

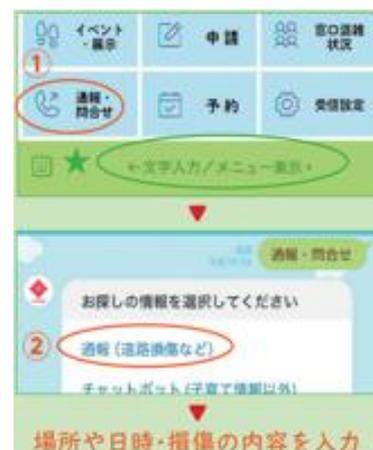
トーク画面で①・②の順にタップ

① 通報・問合せ

② 通報（道路損傷など）

場所や日時・損傷の内容を表示のとおりに入力して下さい。

※ 通報機能を利用するためには「富山市 LINE 公式アカウント」を友だちに追加する必要があります。



市道以外の道路や附属物の相談、苦情については、次のところへご連絡ください。

国道 8 号、41 号

国土交通省富山国道維持出張所 富山市中島 1-2-16 ☎438-5101

国道 8 号、41 号以外の国道及び県道

富山県富山土木センター 富山市舟橋北町 1-11 総合庁舎内 ☎444-4450 神通川右岸

☎444-8594 神通川左岸

立山土木事務所 中新川郡立山町前沢 2359-5 ☎463-6169 水橋地区他

(3) 車道や歩道に覆いかぶさる樹木・生垣

車道や歩道の一部に樹木や生垣が覆いかぶさると、歩行者や自動車の通行に支障をきたすほか、道路標識やカーブミラー等の道路施設が見えにくくなり、交通事故の原因となります。

私有地に生えている樹木等は土地所有者の管理物なので、原則として市で切ることはできませんが、道路標識やカーブミラー等の道路施設を覆うなど、危険だと思われる場合には、道路河川管理課から土地所有者へ必要な指導を行います。まず最寄りの地区センターまでご相談をお願いします。

(4) 公園の遊具や樹木

公園内の遊具（すべり台・ブランコなど）やベンチ、トイレ、公園灯などについては定期的に点検していますが、不具合がありましたらお知らせください。

※ 樹木や枝で遮られて、公園外から利用者（児童）が見通せないなど防犯上問題がある場合は、必要に応じて剪定・伐採を行いますので、まず最寄りの地区センターまでご相談をお願いします。

市の公園

公園緑地課（富山地域） ☎443-2111

土木事務所建設課（大沢野・大山・八尾・婦中・山田・細入地域） ☎468-1329

県都市公園 富山県都市計画課 ☎444-3348

県庁前公園、五福公園、岩瀬スポーツ公園、常願寺川公園、空港スポーツ緑地、総合運動公園、富岩運河環水公園

(5) 道路で水が漏れているとき

漏水は、道路陥没などの二次災害を発生させます。
 また、漏水が大きくなると水圧が低くなり周辺地域の水道が出なくなります。
 漏水を発見したら、できるだけ早く上下水道局へお知らせください。

(連絡先) 富山市上下水道局

富山地域 ☎432-8570
 大沢野、大山、細入地域 ☎467-5816
 婦中、八尾、山田地域 ☎465-2164



道路漏水の様子

雨も降っていないのに道路が濡れている

(6) 道路標識や信号機、その他

道路標識は大きく分けて4種類に分類され、案内標識と警戒標識は道路管理者（国や地方自治体）が管理し、規制標識や指示標識、停止線や横断歩道線などの道路標示は公安委員会（各都道府県警）が管理しています。

標識の種類	標 識 (例 示)				不具合、連絡先
案内標識					塗装の劣化、支柱の腐食等 不具合は道路管理者へ連絡 市道は道路河川管理課へ連絡
警戒標識					
規制標識(標示)					塗装の劣化や支柱の腐食、 横断歩道や停止線などの白線 のカスレ 不具合は最寄りの警察署へ 連絡
指示標識(標示)					
信号機					
横断歩道 停止線					
消火栓 防火水槽					塗装の劣化、支柱の腐食等 地区センター又は消防署へ 連絡

